

道の駅藤川宿イベントスペース等出店登録要項

指定管理者：岡崎パブリックサービス・JAあいち三河共同事業体
(以下、「当事業体」という)

当事業体は、道の駅藤川宿のにぎわいや快適な空間創りを共に行える出店者を募集します。出店者は登録をされた方の中から選定させていただきます。お気軽に下記よりお申込み下さい。新商品の試食・試飲の場所やイベントのサテライト会場としてもご利用いただけます。

1 道の駅 藤川宿の運営方針

来場者に良好で快適な休憩の場所や多様なサービスを提供するとともに、岡崎市が誇る農林産物・特産品や観光資源の魅力を発信します。また、交流人口の増加及び地場産業の活性化と地域振興のまちづくりを推進します。

2 所在地

岡崎市藤川町字東沖田 44 番地

3 営業時間と休業日

営業時間：午前9時から午後6時まで

休業日：年中無休（但し特別日は除く）

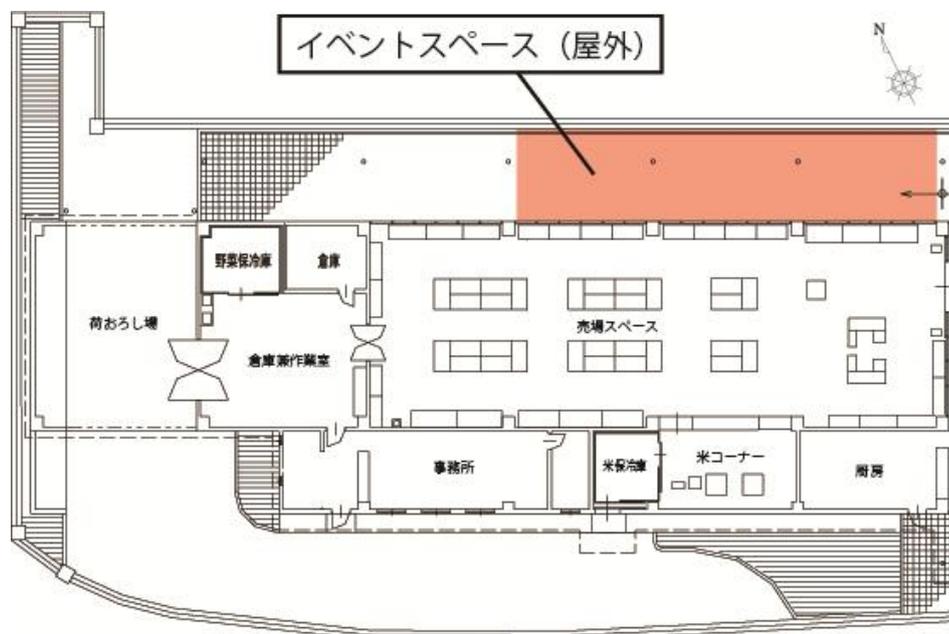
※コンビニエンスストアは24時間営業

4 募集時期

随時受付しております。

5 出店場所について

- ・出店場所は道の駅藤川宿内イベントスペースとし、原則として下記赤色の位置にあたります。



6 出店登録資格

- ・企業もしくはNPO法人ならびにその他、当事業体が認める地元の地域活性につながる団体等

※ただし出店を希望する法人又は団体及びその代表者若しくは個人が下記のいずれかに該当する場合は申込みをする事ができません。

- ・制限能力者（成年被後見人・被保佐人・被補助人及び未成年者）
- ・破産者であり、復権していない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者
- ・国税及び地方税を滞納している者
- ・申込み日から過去1年間に、悪質な法令違反等により、営業許可の取消し等の重大な行政処分を受けた者
- ・懲役または禁固刑に処せられ、その執行が終了していない者
- ・禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、施設管理上の支障となる者
- ・暴力団及び暴力団に関係のある業者は出店できないものとする

7 出店形態

- ・テント、屋台、移動販売車（軽自動車）等
※コンテナ等、クレーン車などでイベントスペースに直接設置する形態は不可

8 出退店上の注意

- ・出店にあたっては、当事業体の指示に従って下さい。
- ・出店登録資格に違反が発覚した場合はその場で出店を中止します。
- ・保健所等の営業許可申請については、出店者が各自行って下さい。
- ・許可書等は出店区画内に正面から見えるように掲示して下さい。
- ・区画の転売、又貸し等はできません。また、出店者の都合（やむを得ない事情がある場合を除く）で出店の取り消し、区画の変更はできません。
- ・出店は9：00までに、退店は17：00以降に1時間位で行って下さい。
- ・搬入後の車は第2駐車場へ移動してください。

道の駅藤川宿は24時間営業をしておりますので、お客様に迷惑が掛からないよう注意して下さい。

- ・毎営業終了後に売上報告書の提出と支払いを17：30までに行ってください。
- ・道の駅藤川宿には貸出用の台車はありません。各自で用意して下さい。
- ・出店内容については出店者において運営し、当事業体はその責務を負いません。
- ・水汲み場は近くに1ヶ所あります。環境に配慮するため、水の使用量は必要最低限として下さい。

※冷凍食材の解凍等の為の使用は禁止します。

- ・出店商品については、原則として重複をしないものとし、やむを得ず重複する場合は、出店者間の協議によるものとします。
- ・残汁等が発生する商品を販売する場合は、必ず自店区画内にて残汁等の回収容器を設置し持ち帰って下さい。また、天ぷら油、ごみ等も道の駅藤川宿で破棄することは一切できません。
- ・区画をはみ出すような展示装飾は行わないで下さい。
- ・イベントスペースに屋根はありますが屋外の為気象状況によっては、風雨等により展示物や装飾等が破損、汚損する場合があります。予め十分な保護措置を施して下さい。
- ・出店後は自店スペース及び周辺の清掃を行い原状復帰してください。但し継続出店の場合で重量物等の移動に異常な労力を要する場合は、この限りではありませんが、当共同事業体では、破損、盗難等の責任は一切負いません。
- ・施設の破損や施設を汚した場合は協議の上、原状復帰していただきます。
- ・出店物に対する来場者からのクレームは、出店者の責任において誠意をもって早急に対応して下さい。（売上報告書の備考欄に記入すること）

- ・営業の中止については、天候（荒天）及び自然災害（大地震等）、その他不可抗力の原因によりイベントスペースの営業を中止することがあります。このような事態に至った場合は、当事業体はこれによって生じる出店者等関係者の損害は補償致しません。

9 出店の登録及び選定方法

(1) 出店の登録申込方法

出店を希望する業者は、別紙「道の駅藤川宿イベントスペース出店登録申込書」に必要事項を記入し、直接提出して下さい。

※保健所等、出店に必要な許可証がある場合はコピーも添付すること

< 申込先（お問合わせ先） >

住 所： 〒444-3523 岡崎市藤川町字東沖田 44 番地
道の駅藤川宿 管理事務所

電 話： 0564-66-6031

(2) 選定方法

- ・イベント出店登録申込書を基に審査し、出店登録の可否を決定の上、出店希望者にご連絡します。
- ・出店スペースに限りがあるため、出店の場所や時期等については、イベント出店登録申込書を基に「季節」「商品」などを考慮した上で選定します。

10 出店スペース及び手数料等

(1) 区画について

- ・上記「5. 出店場所について」に示す位置とします。
- ・1区画は幅3m×奥行2.5m×高さ3mを基本とします。

(2) 区画保証金・運営協力金・電気代等について

区画保証金 (1日/1区画)	平日	1,000円
	土日祝	1,500円

運営協力金 (売上げに対して)	市内事業者	10%
	市外事業者	15%

電気代	500円 (100V、20A)
-----	-----------------

(3) 精算方法について

- ・区画保証金は出店毎にいただきます。
- ・運営協力金は売上金額から区画保証金を差し引いた金額と電気代をいただきます。
- ・体験イベントや金銭の受け渡しが無い場合については、応相談とします。

(4) その他

- ・区画保証金の返金は致しません。
- ・きりり岡崎コーナー壁付けボックスの利用者は1日分の区画保証金の免除あり。

1.1 四季のイベント時の出店について

・イベントスペース以外で実施するイベント（春、夏、秋、冬及び周年の各イベントに限る）については、出店場所、手数料などは出店者と協議を行い決定します。また、その他の内容については当要項のとおりとします。

1.2 提出書類について

以下の書類を必ず提出してください。

- ① 道の駅藤川宿 イベントスペース出店登録申込書
- ② 保健所発行の営業許可書の写し（営業許可証の必要な品目の販売の場合）
営業許可証が不要な品目の場合は、免許証等の写し
- ③ 道の駅出店に関する誓約書
- ④ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書
- ⑤ その他当事業体が必要と認めた書類

1.3 その他

本要項に定めない事項については、当事業体と出店者で協議の上、決定します。

附則 本登録事項は、平成25年8月1日から施行する。

(令和3年4月10日変更)

本登録事項は、令和3年4月10日から施行する。

(令和5年4月1日変更)

本登録事項は、令和5年4月1日から施行する。

(令和7年7月1日変更)

本登録事項は、令和7年7月1日から施行する。